解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二日

神奈川県横浜市中区山下町一九四番地横濱ニューポートビル二階

公益財団法人国際人材育成機関

代表清算人　伊藤　康子

解散公告

当社は、平成二十四年九月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二日

大阪市北区堂島一丁目四番一〇号

有限会社アンブッシュ

清算人　下田美知子

解散公告

当社は、平成二十四年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二日

大阪府堺市堺区北清水町一丁四番三号

本山大型歯車株式会社

代表清算人　本山源十郎

解散公告

当社は、平成二十四年九月二十七日開催の株主総会の決議により、平成二十四年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二日

大阪府岸和田市春木若松町二一番一号

ティ・エヌ・ケイビル管理株式会社

代表清算人　原田　康弘

解散公告

当社は、平成二十四年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二日

山口県防府市大字植松一一三七番地一

株式会社サイカ

代表清算人　吉崎　憲治

解散公告

当社は、平成二十四年九月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二日

香川県高松市八坂町二番地一八

有限会社明珍三松堂

清算人　日髙久仁子

解散公告

当社は、平成二十四年九月二日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二日

愛媛県大洲市菅田町大竹甲八一番地一

本郷林業有限会社

清算人　大野　勝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年八月二十七日開催の会員総会の決議により解散致しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二日

東京都中央区日本橋人形町二丁目一六番二号

社団法人国際労働運動研究協会

代表清算人　岩井　進一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二日

神戸市中央区港島中町四丁目一番一

財団法人神戸市開発管理事業団

代表清算人　笹井　徹

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月三十日開催の理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二日

和歌山市東小二里町六番二号

学校法人堤学園松ヶ丘服装学院

清算人　井上　悦子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年七月三十日理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二日

広島県呉市安浦町安登西五丁目二五番二六号

学校法人浄念寺学園

清算人　平谷　行則

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二日

青森県三戸郡三戸町大字在府小路町四三番地

財団法人迷ケ平森林観光開発協会

清算人　竹原　義人

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議により平成二十四年三月三十一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二日

仙台市青葉区落合二丁目二番一二号

特定非営利活動法人仙台スポーツシューレ

清算人　庄子まさの

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年九月三十日存続期間の満了により解散したので当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二日

徳島県徳島市かちどき橋一丁目四一番地

財団法人徳島県林業苗木安定対策基金協会

清算人　杉本　直樹

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年七月二十九日開催の定期集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二日

大阪市西淀川区姫島三丁目三番二六号

阪神住建リバーサイドヴィラ姫島管理組合法人

清算人　村山　真一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年八月三十一日開催の評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二日

愛媛県西条市氷見丙七六四番地一

財団法人氷見公益会

代表清算人　茨木　昭二

配当公告

岩手県奥州市江刺区岩谷堂内ノ町六四番地一

破産者　株式会社丸謙建設

右の者に対する盛岡地方裁判所水沢支部平成二十二年（フ）第八一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三三七、四〇二、七九〇円

一、配当することのできる金額

金二〇、二四五、〇一七円

平成二十四年十月二日

岩手県奥州市水沢区佐倉河字東広町四二番地

破産管財人　森崎　信介